

森林づくりに関する税検討委員会報告書 (案)

平成24年 月

森林づくりに関する税検討委員会

【 目 次 】

序文	1
1. 森林の働きと恵み	2
(1) 森林の多面的機能	2
(2) 森林の公益的機能の評価	3
2. 頻発する自然災害	4
(1) 本県の地形・地質と気候	4
(2) 頻発する自然災害	4
3. 三重県の森林を取り巻く情勢	5
(1) 森林・林業の現状と課題	5
4. 災害に強い森林づくりの必要性	10
(1) 公益的機能の発揮を目指した森林づくり	10
(2) 新たに必要とされる「災害に強い森林づくり」	10
5. 災害に強い森林づくりの施策	12
(1) 施策の基本的な考え方	12
. 基本方針1 災害に強い森林づくり	12
. 基本方針2 森林づくりを支えるための「きづかい」の促進	13
(2) 必要となる経費	14
(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援（市町交付金制度の創設）	14
6. 災害に強い森林づくりを地域社会全体で支える必要性	15
7. 災害に強い森林づくりの財源確保	16
(1) 三重県の財政状況と財政健全化に向けた取組	16
(2) 新たな財源確保とその方法	18
8. 新たな税制度	18
(1) 費用負担の方法	18
(2) 税率	19
9. 税の用途等の透明性の確保	20
(1) 税収用途の特定と評価検証	20
(2) 制度の見直し	20
むすび	21
森林づくりに関する税検討委員会 委員	22
参考資料	23

序 文

森林には、木材生産のほか、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、私たちの暮らしに欠かせない働きがあります。

しかし、恵み豊かな森林を支え続けてきた林業は、木材価格の低下や担い手の高齢化などによって活力を失い、長い間、低迷しています。森林所有者の森林への関心が低下し、山村の過疎化・高齢化もあって手入れの行き届かない森林の増加とともに、森林の持つ様々な機能が低下することが懸念されています。

身近に存在する里山においては、私たちの生活様式が変化する中で、暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立っています。

このような中、昨年9月に三重県南部を襲った台風第12号に伴う紀伊半島大水害では、降り始めからの総降水量で1,000ミリを超える雨がもたらされ、100箇所以上の山崩れが発生しました。山崩れとともに流出した土砂や流木は下流の市街地にまで押し寄せ、橋梁を閉塞させて水害を拡大し、住宅被害など甚大な被害をもたらしました。

今、改めて森林の持つ保水力や土砂の流出防止機能、崩壊防止機能等の森林の恵みの重要性が認識されたところです。

紀伊半島大水害の発生を受け、三重県では、森林づくりに関する税の在り方、用途等について調査審議するため、昨年12月に「森林づくりに関する税検討委員会条例」が制定されました。

条例に基づいて設置された「森林づくりに関する税検討委員会」は、平成24年1月23日に、森林づくりに関する税の在り方、用途等に関する事項について知事からの諮問を受け、平成24年7月31日まで5回にわたって開催されました。

この中で、様々な立場の委員が、導入の是非も含めて、その在り方や用途等について幅広い視点で議論し、一定の方向性を導くに至りました。

ここに、報告書としてとりまとめます。

平成24年 月
森林づくりに関する税検討委員会
委員長 松村 直人

1. 森林の働きと恵み

(1) 森林の多面的機能

森林は、木材生産のほか、土砂災害の防止、水源のかん養など、私たちの生活に欠くことのできない大切な役割を果たしています。近年では、地球規模の環境問題がクローズアップされる中で、二酸化炭素の貯蔵庫として地球温暖化防止の役割が期待されているほか、貴重な野生動植物の生息地として、生物多様性保全の面からも注目されています。

近年、人々の意識は、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求める傾向があります。森林にはフィトンチッド¹などによる癒し効果があり、森林浴に代表されるような健康増進の場としても都市住民に受け入れられるようになってきました。また、森林環境教育の取り組みを通じて、自然とのふれあいや教育活動の場としても活用されています。

森林が豊かになれば、川を通して栄養分が森林から運ばれ、海の生態系が豊かになることが指摘されており、漁業者による森林づくりが県内外で広がりを見せています。

また、都市域の里山や緑地公園等の緑の空間は、都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和に寄与しています。

図1 森林の働き



¹ フィトンチッド...イソプレン、-ピネン、カンフェン、-ピネンなどの樹木から発せられる揮発性物質等の総称。

(2) 森林の公益的機能の評価

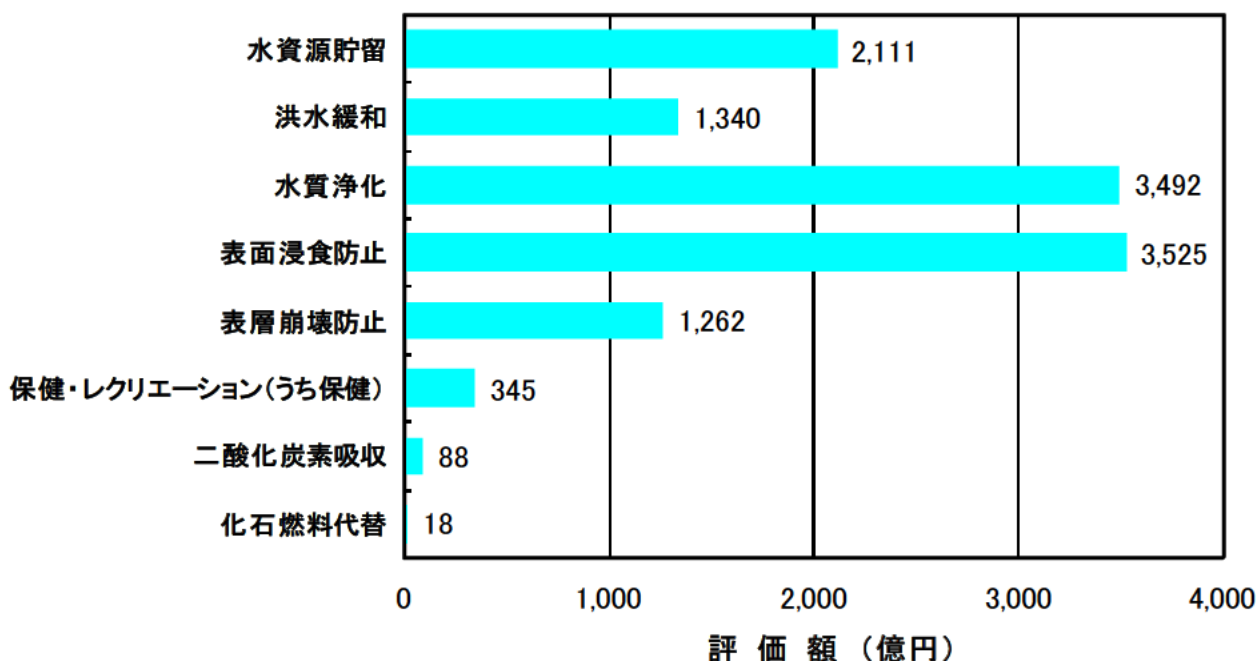
平成13年11月の日本学術会議の答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」では、森林の有する多面的機能が8項目^{※2}に分類され、このうち評価の可能な機能について民間研究所が試算した結果が示されています。

これを参考に、三重県に置き換えて森林の公益的機能を試算すると年間1兆22百億円となり、県民一人当たりでは毎年約65万円の恩恵を受けていることになります。

【表1 森林の公益的機能】

水源かん養	
水資源貯留	森林の土壌が、降水を貯留する
洪水緩和	河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、渇水を緩和する
水質浄化	雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する
土砂流出防止	森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制する
土砂崩壊防止	森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ
保健休養	人にやすらぎを与え、余暇を過ごす場を提供する
生物多様性保全	野生鳥獣の生息の場となるなど遺伝子や生態系等を保全する
地球環境保全	二酸化炭素の吸収により地球温暖化を防止する

【図2 森林の公益的機能の評価（三重県）】 合計額 1兆22百億円



資料：評価額は、日本学術会議が平成13年11月に農林水産省に答申した試算方法を参考に試算したもの（平成24年7月）

※2 森林の多面的機能の種類…①生物多様性保全機能、②地球環境保全機能、③土砂災害防止機能/土壤保全機能、④水源かん養機能、⑤快適環境形成機能、⑥保健・レクリエーション機能、⑦文化機能、⑧物質生産機能

2. 頻発する自然災害

(1) 本県の地形・地質と気候

北中部は、伊勢湾に沿って伊勢平野が広がり、その西側に海拔700m～1,200mの鈴鹿山脈や布引山地等が南北に連なっています。また、布引山地の西側には伊賀盆地があります。

県中央部を流れる櫛田川に沿って「中央構造線」が貫いており、その南側には台高山脈があり、地形が急峻な紀伊山地が形成されています。

地質は、中央構造線を境界に、南側の外帯と北側の内帯に大きく分けられます。外帯では、三波川帯・秩父帯・四万十帯が分布しており、内帯では、花崗岩類が広く分布しています。これらのうち、三波川帯は片理構造が発達しており、地滑りが発生しやすいこと、秩父帯には泥質岩やチャートで構成される硬質な岩盤が多いが、豪雨時にはゆるみに伴う崩壊や土石流が発生すると言われていています。また、花崗岩類は気象作用を受けて風化しやすく、風化した場合、降雨による浸食を受けやすい地質です。

年間降水量は、県南部で3,000～4,000ミリと全国屈指の多雨地帯となっており、短時間での強雨が非常に多くなっています。その他、伊勢平野で1,800～2,000ミリ、伊賀地方で1,500～1,700ミリ、北中部の山地で2,200～2,600ミリとなっています。台風の襲来や集中豪雨に見舞われることが多い地域でもあります。

また、東海・東南海・南海地震が近いうちに発生すると言われており、地震にともなって発生する山地崩壊や家屋倒壊、大規模火災、津波被害等の発生も予想されています。

このように、地形・地質等の面から、本県は災害のリスクが高くなっています。

(2) 頻発する自然災害

近年、台風の大型化や局所的な豪雨などの異常気象による山地災害が県内外で頻発しています。

平成23年9月の台風第12号による紀伊半島大水害では、県南部を中心に100箇所以上の山崩れが発生し、この被害額は100億円にも及びました。この災害では、山崩れに伴って土砂とともに樹木が流れ出し、下流の市街地まで押し寄せ、橋梁流出や道路崩壊、住宅の浸水被害などにつながりました。

写真1 紀伊半島大水害の被害状況



橋梁に大量の流木が押し寄せ水害を拡大



小学校を襲った土石流



海岸に漂着したおびただしい流木等

これまで、本県は、頻繁に台風や集中豪雨に伴う災害に見舞われています。平成16年9月の台風第21号による災害では旧宮川村（現大台町）において、平成20年9月の集中豪雨による災害では菟野町を中心に甚大な被害がありました。全国に目を向ければ、このような山地災害は毎年のように発生しています。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では大規模な津波が発生し、広範囲にわたる被害をもたらされました。この震災では、自然災害の猛威を見せつけられるとともに、全ての国民が、自然災害はいつどこで発生してもおかしくないという認識を新たにしたところです。

写真2 海岸防災林における津波被害の状況（東日本大震災）



津波により倒伏した海岸防災林



津波に押し流された車を海岸防災林が捕捉

福島県いわき市

※「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」資料より

3. 三重県の森林を取り巻く情勢

(1) 森林・林業の現状と課題

三重県の森林は、県土の63%（372千ha）を占め、うち民有林は349千haと森林面積の94%を占めています。民有林では、戦後、積極的に造林が進められた結果、スギ・ヒノキを中心とする人工林が218千haとなっており、人工林率は、全国平均の46%を大きく上回る63%となっています。

図3 所有形態別森林面積

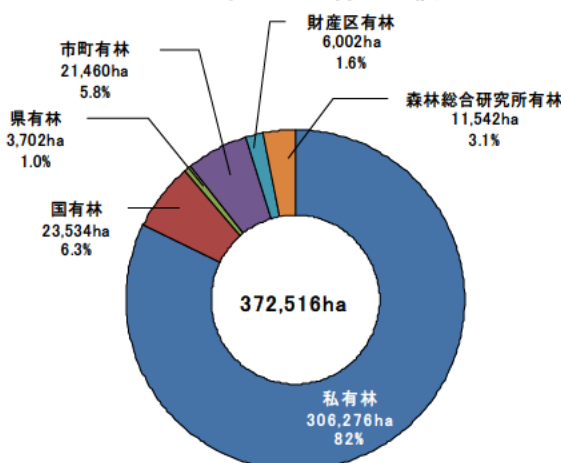


図4 人工林樹種別面積

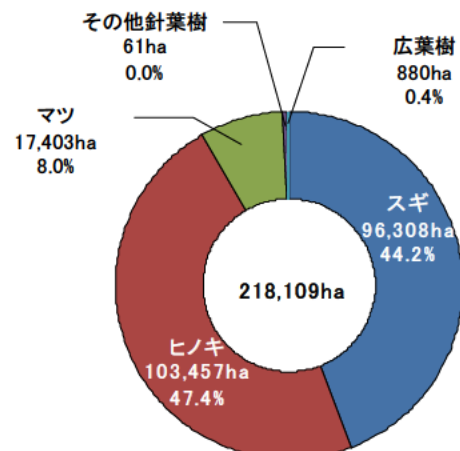
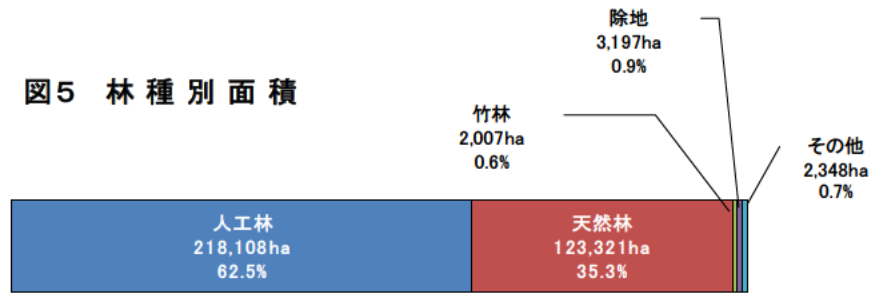
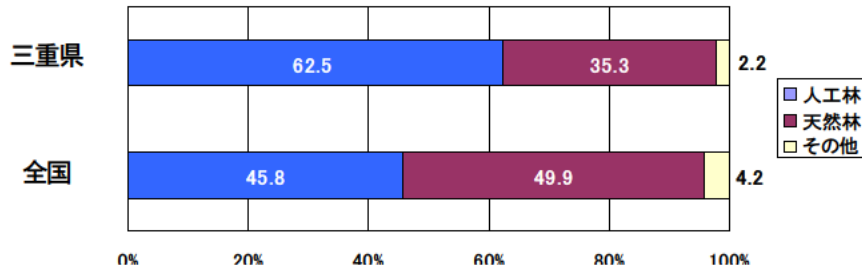


図5 林種別面積

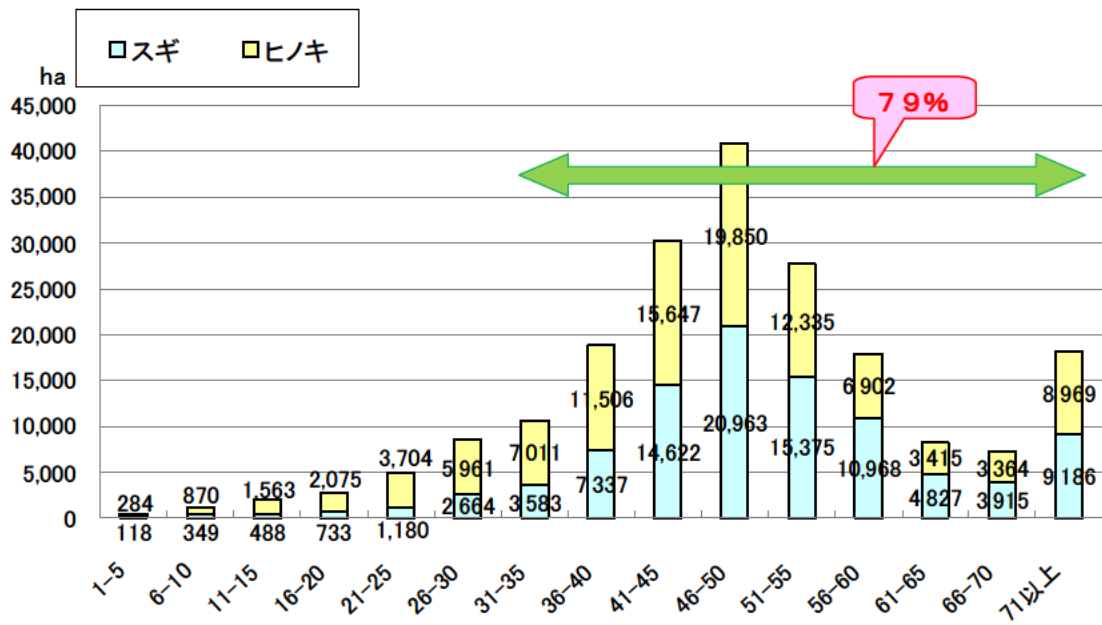


〔林種別面積率〕



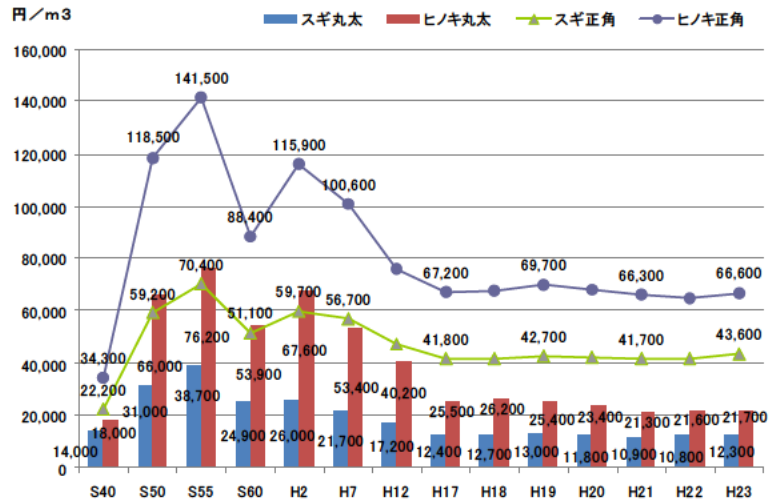
人工林のうち、標準的な伐採時期であるスギ・35年、ヒノキ・40年を超える林分が全体の79%を占めています。

図6 人工林 スギ・ヒノキ林齢別面積



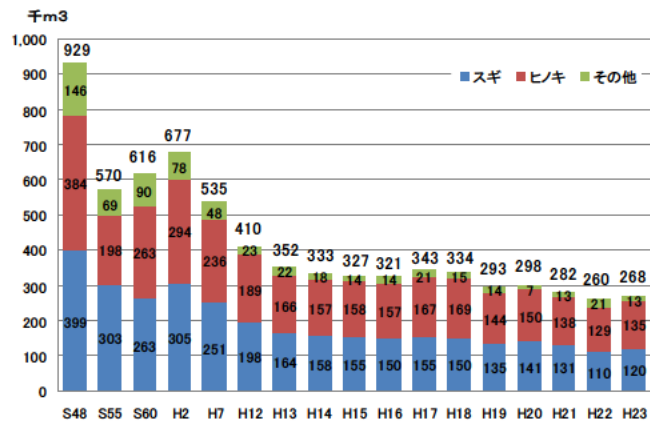
林業生産活動の動向に大きな影響を与える木材価格は、昭和55年に比べ、平成23年は丸太で、スギが32%、ヒノキが28%に、また、製材品で、スギが62%、ヒノキが47%にまで低下しています。

図7 木材価格の推移（全国平均）



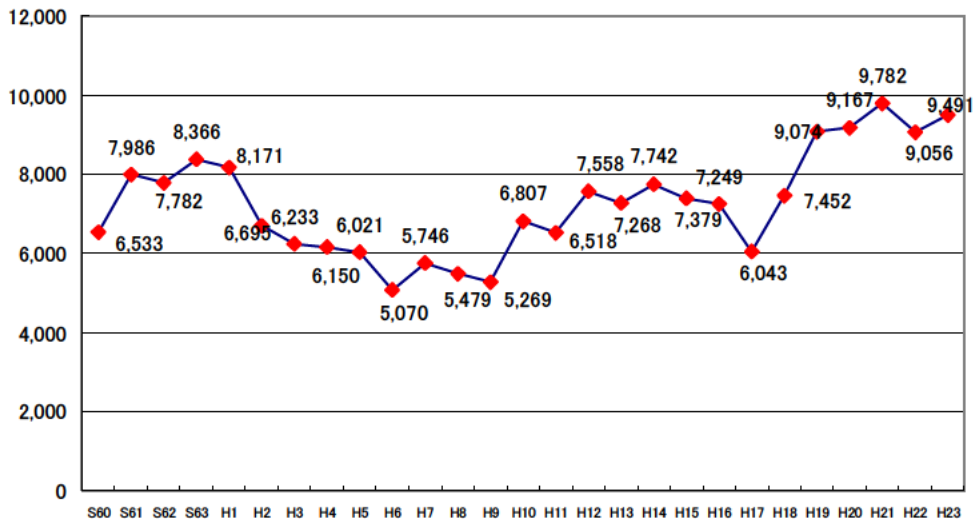
木材価格が低迷する中、素材生産量も平成23年で268千m³と、昭和48年の929千m³と比べて、29%にまで減少しています。

図8 素材生産量の推移



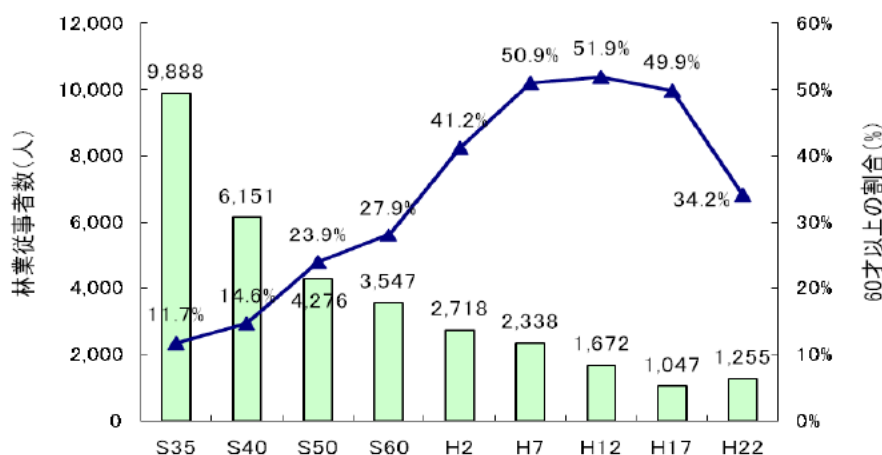
一方、健全な人工林へと導く上で欠かすことのできない間伐は、9,300ha前後（平成19年～23年の平均）で推移しています。

図9 間伐面積の推移



国勢調査によると、県内の林業従事者数は平成22年度で1,255人と、昭和35年と比べて13%程度まで減少しています。年齢別では、60歳以上の占める割合が34%まで減少しましたが、依然として高齢化の傾向が認められます。

図10 林業従事者数と60歳以上の占める割合の推移



前述のとおり、本県では、スギ・ヒノキを中心とする人工林が民有林の63%を占めています。人工林は、植林後、間伐等の手入れを適時・適切に行うことで豊かな森林になり、森林の多面的機能が発揮されます。人工林が森林の大半を占める本県にとって、森林が土砂流出を防いだり、水を貯える機能等を発揮させるには、人工林の手入れを継続することが重要となっています。

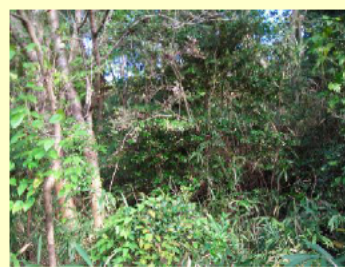
森林の多面的機能は、これまで農山村の人々の営みの中で森林が適切に管理されること^{※3}によって発揮されてきました。しかし、木材価格の低下等による採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから、森林所有者の経営意欲が減退するとともに森林への関心が低下し、境界不明確な森林が増加しています。このような要因により、植栽や間伐などの手入れが不足した森林が増加し、荒廃による機能の低下が危惧されています。

また、身近に存在する里山についても、かつては薪や肥料用の落葉、竹材などの採取の場として活用されていましたが、化石燃料や化学肥料の普及など生活様式の変化とともに疎遠なものとなり、放置された里山はヤブ化し、竹林も周囲に拡大するなど荒廃が進んでいます。

写真3 荒廃する竹林や里山の現状



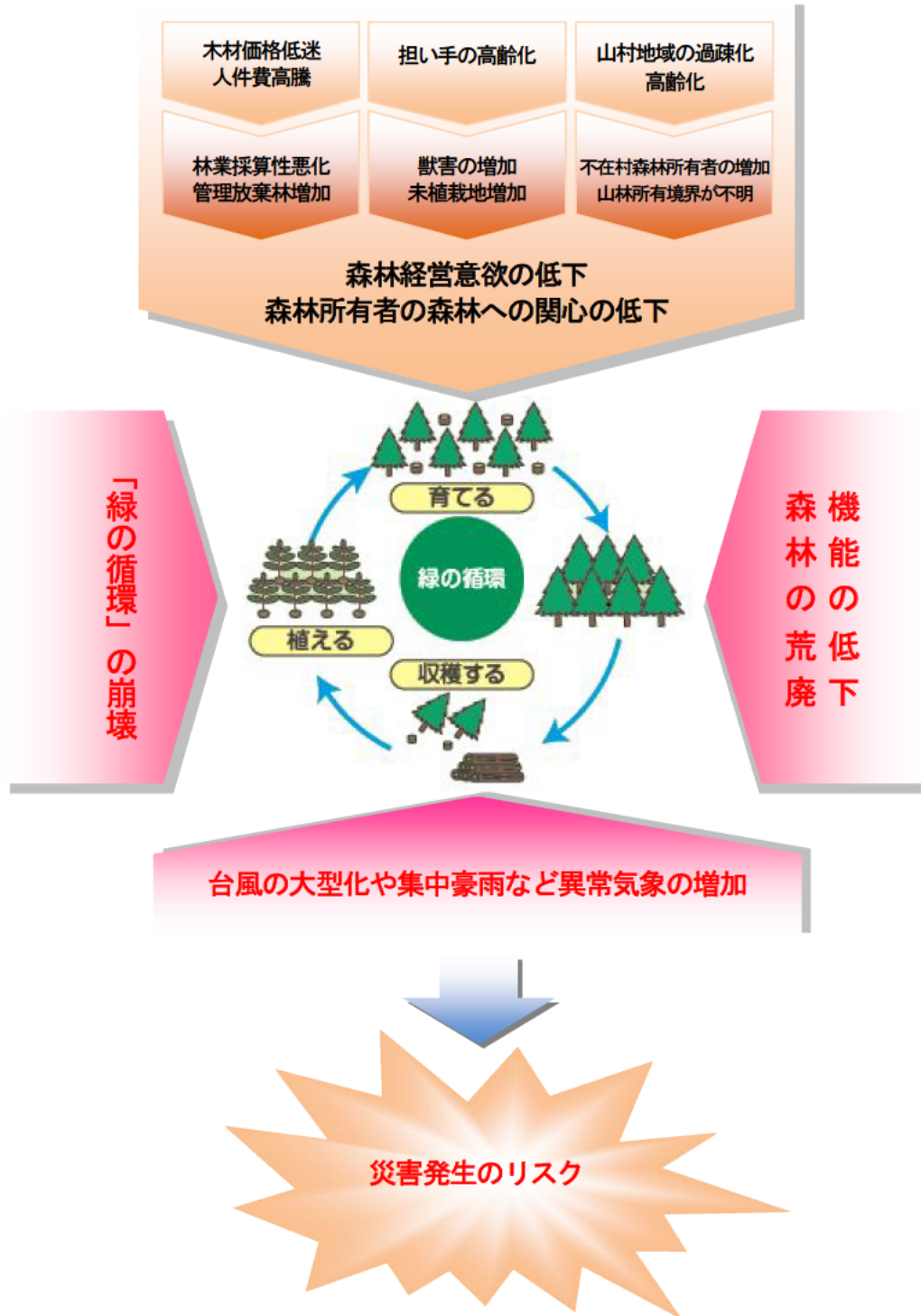
人家に迫る竹ヤブ



ヤブ化した里山

※3 「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という一連のサイクルを「緑の循環」と言い、この循環が継続されることによって健全な森林が維持される。

図 1 1 森林・林業の現状と課題の整理



4. 災害に強い森林づくりの必要性

(1) 公益的機能の発揮を目指した森林づくり

三重県では、平成13年度から現在まで、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、それぞれの目的に応じた事業展開により森林の公益的機能の発揮を図ってきており、限られた予算の中で効率的な施策が行われてきました。このような施策によって、水源かん養や土砂流出防止、地球温暖化防止、生物多様性保全等の機能の維持・向上が図られてきたところであり、これらは引き続き取り組んでいく必要があります。

一方で、紀伊半島大水害の甚大な被害に見るように、近年の山崩れによる影響は、山間部にとどまらず下流域まで及び、広域化しています。このようなことから、下流域における人的被害軽減の観点に立った新たな森林対策を行う必要が生じています。

(2) 新たに必要とされる「災害に強い森林づくり」

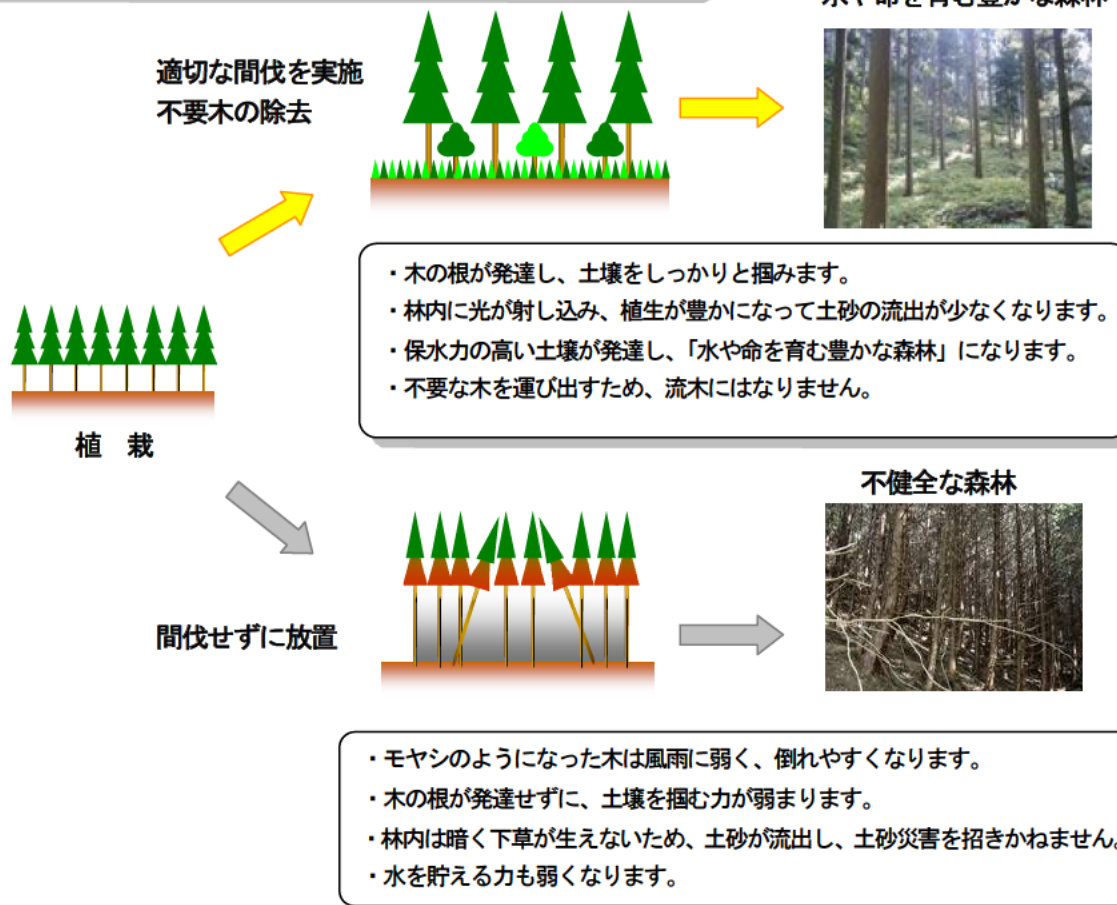
防災・減災の観点から整備の急がれる森林であっても、森林所有者の自発的な森林整備に委ねていては計画的な整備が困難となっており、結果的にこのような森林は取り残され、荒廃森林へと陥ってしまう恐れがあります。適切な森林管理が困難となっている状況と併せて、近年頻発する山地災害の状況を考えると、これまでの取り組みに加え、新たに防災・減災の観点からの取り組みを強化する必要が生じています。例えば、人工林においては、間伐などの適切な手入れを行うことで、木の根が発達して土壌を掴む力が増し、山崩れが発生しにくくなります。間伐によって林内が明るくなるため、下草が生え、土砂が流出しにくくなり、土壌がスポンジのようになって水を貯える力も増します。これらを継続することで、災害発生リスク軽減や災害発生時の減災効果が期待できるとともに、水源のかん養や地球温暖化防止、生物多様性の保全など、水や命を育む「豊かな森林」づくりにもつながります。

一方、平野部においては、地震時の津波対策が必要となっています。東日本大震災では海岸林が一定の効果を発揮したことが報告されており、防風・防砂・防潮の機能に加え、津波のエネルギーを弱める機能にも期待が集まっています。

また、都市部における緑地公園は、災害時の避難場所になるなど防災拠点整備の側面からも社会的要請が高まっています。阪神・淡路大震災の際には、緑地公園や街路樹が火災の延焼を食い止める防火機能を発揮したことや、樹木が倒壊家屋の支えとなった事例も報告されています。

いつ発生するかもわからない災害への対策は待ったなしの状況にあります。防災・減災の観点から整備の急がれる森林については、整備を先送りすることなく早期に「災害に強い森林」へと導く必要があります。

図12 人工林における「災害に強い森林」づくり



5. 災害に強い森林づくりの施策

(1) 施策の基本的な考え方

「災害に強い森林」を実現するためには、2つの側面からの施策が必要と考えます。一つは、防災・減災の観点に立って直接的に森林整備を進めることであり、もう一つは、森林づくりを県民全体で支える社会を作ることです。これらを両輪として展開することで「災害に強い森林」が実現できると考えます。以下に、当面必要な施策を2つの基本方針に即して整理します。

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるための必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	メニュー	内容
土砂や流木を出さない森林づくり	土砂流出の恐れのある森林の整備や流木の要因となる不要木の除去	災害時の人的被害軽減の観点から整備の必要があるエリアにおいて、間伐等の手入れや大雨時に下流に流れ出す恐れのある不要木の除去などによって、木の根の発達した下草の豊かな森林をつくります。 【想定事業規模：1,250ha】
	伐採後放置された森林の広葉樹林化等	災害時の人的被害軽減の観点から整備の必要があるエリアにおいて、伐採後に獣害等によって森林の再生が遅れている箇所等で広葉樹等の植栽を行い、広葉樹林化や針広混交林化を進めます。 【想定事業規模：400ha】
	山崩れに伴って発生した流木を下流に流さない施設の整備	災害時の人的被害軽減の観点から整備の必要があるエリアにおいて、大雨時に発生した流木を下流に流さないための補完的な施設としてスリットダム等を整備します。 【想定事業規模：5基】
暮らしの安全を守る森林づくり	災害時に人家に危害を及ぼす恐れのある裏山等の森林整備や落石を防ぐ施設の整備	大雨や暴風時に倒木となって人家に危害を及ぼす危険のある立木の伐採・除去や、木柵等の簡易な施設の整備を行います。 【想定事業規模：150ha】
	車両や歩行者の安全確保のための道路沿いの危険木除去等	通学の安全を図るなど暮らしの安全を守るために、大雨や暴風時に倒木となって幹線道路に危害を及ぼす危険性のある立木の伐採・除去や、通学路沿いの森林整備により視界を確保します。 【想定事業規模：150ha】
	土砂や流木を出さない河畔林づくり	河川沿いの森林について、大雨時に流木を発生させないような森林づくりや、土石流や流木を受け止める緩衝効果を発揮する森林をつくります。 【想定事業規模：150ha】
その他 地域の実情に応じて実施する対策	広葉樹等の植栽など、津波に強い海岸防災林づくり	沿岸部において、津波のエネルギーを弱める海岸防災林の造成を行います。 【想定事業規模：20ha】
	地域で取り組む荒廃した里山や竹林の再生	里山における危険木伐採や除去、藪化した放置竹林の不要竹の伐採を行い、人が入れる適正な状態に再生します。 【想定事業規模：150ha】
	市町による水源林等の公有林化	水源林として重要な森林や、防災上公的管理が望ましい森林を公有林化し、将来にわたり適正な管理を行います。 【想定事業規模：500ha】

※想定事業規模は5年間の値

②. 基本方針2 森林づくりを支えるための「きづかい」の促進

森林と県民との絆を深めるため、森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に木材を積極的に取り入れるなど、暮らしの中の「きづかい」を促進します。

対策	メニュー	内容
森を育む人づくり	小中学校における森林環境教育の定着促進	森林を身近に感じる環境にない都市域や沿岸域等の小中学生を対象として、山間部での森林体験学習を行います。 【想定事業規模：25校】
	小中学校の机、イス、内装等の木質化など教育段階における木育促進	県産（国産）の木材を使用した学習机やイスを小中学校に導入し、木に触れる機会の提供を進めます。 【想定事業規模：机・椅子16,000人分】 小中学校の教室の内装を木質化し、学習環境の向上を図ります。 【想定事業規模：内装木質化275教室】
	森林体験学習など都市住民等が森林とふれあう機会の提供	植樹祭や森林体験学習等、都市住民が森林を体験できる催しを開催するなど、都市と森林を結ぶ取り組みを行います。 【想定事業規模：145回】
	県民や漁業者など様々な主体による森林づくり活動の推進	森林づくり活動を始めようとする人が必要となる知識や技術の研修会等を開催します。 【想定事業規模：研修会5回】 森林ボランティア団体等による市民参加型の森林づくり活動を支援します。 【想定事業規模：活動支援150団体】
木の暮る空間づくり	公共性の高い建物や町並みの木造・木質化による木の香薫るまちづくり	公共性の高い建物や町並みの木造・木質化を進め、街のイメージアップや施設の利用環境の向上を図ります。 【想定事業規模：25施設】
	家具や燃料など暮らしの中の木づかいの推進	ペレットストーブや薪ストーブの導入により、暮らしの中で木を使ってもらうことで森林を身近に感じてもらうとともに、脱化石燃料のライフスタイル導入を進めます。 【想定事業規模：500世帯】 ペレットボイラーの導入により、暮らしの中で木を使ってもらうことで森林を身近に感じてもらうとともに、脱化石燃料のライフスタイル導入を進めます。 【想定事業規模：150施設】 チップ用木材を地域ぐるみで収集する活動を支援します。 【想定事業規模：7,500t】
その他、地域の実情に応じて実施する対策	都市緑化や緑地公園整備など地域が取り組むみどりあふれる街づくり	緑地公園等の整備により、潤いや癒しの空間の創造、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。 【想定事業規模：10箇所】
	地域が取り組む河川や海岸への漂着流木等の除去活動	海岸に漂着する流木等の除去活動を行う市民団体を支援します。 【想定事業規模：活動支援125団体】
	地域の産業や特色を生かした森林づくり	地域の特色を生かして、市町（又は市民）によるプロポーザル方式で事業を実施します。 【想定事業規模：提案募集50提案】

※想定事業規模は5年間の値

(2) 必要となる経費

当面必要となる経費は、今後5年間で約57億円と試算され、単年度平均すると約11億円となります。

(単位：億円)

基本方針	対 策	今後5年間に想定される必要額	年間必要額
災害に強い森林づくり	土砂や流木を出さない森林づくり	32.7	6.5
	暮らしの安全を守る森林づくり	3.4	0.7
	その他、地域の実情に応じて実施する対策	5.3	1.1
	小 計	41.5	8.3
の「きづかい」の促進 森林づくりを支えるため	森を育む人づくり	8.0	1.6
	木の薫る空間づくり	4.6	0.9
	その他、地域の実情に応じて実施する対策	1.6	0.3
	小 計	14.2	2.8
その他制度運営に必要な経費		1.0	0.2
合 計		56.7	11.3

※合計が合わないのは、四捨五入による。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援（市町交付金制度の創設）

国においては、「森林・林業再生プラン」^{※4}を実現するため、平成23年4月に森林法が改正されました。この中では、法に基づいて市町村が5年毎に策定する「市町村森林整備計画」が地域の森林のマスタープランとして位置付けられ、市町が地域の森林施策の方向性や森林施業の標準的な方法などを定めることとなっています。市町自らが描いた地域の森林の将来像を具体化するためには、森林所有者や事業者等の協力を得ながら計画を進める必要があります。このように、近年、森林行政における市町の役割が増してきており、市町が主体的に森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と関わりながら支援を行う必要が生じています。

森林づくりに関する税を導入している先進県の中には、税収の一部を市町への交付金として配分する制度が運用されている県があります。本県においても、森林行政に果たす市町の役割が増えている状況を踏まえ、地域の実情に応じて、市町が創意工夫して災害に強い森林づくりの施策を展開するための交付金制度の創設が必要です。

^{※4} 平成21年12月に農林水産省が策定。今後10年間を目標に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針。

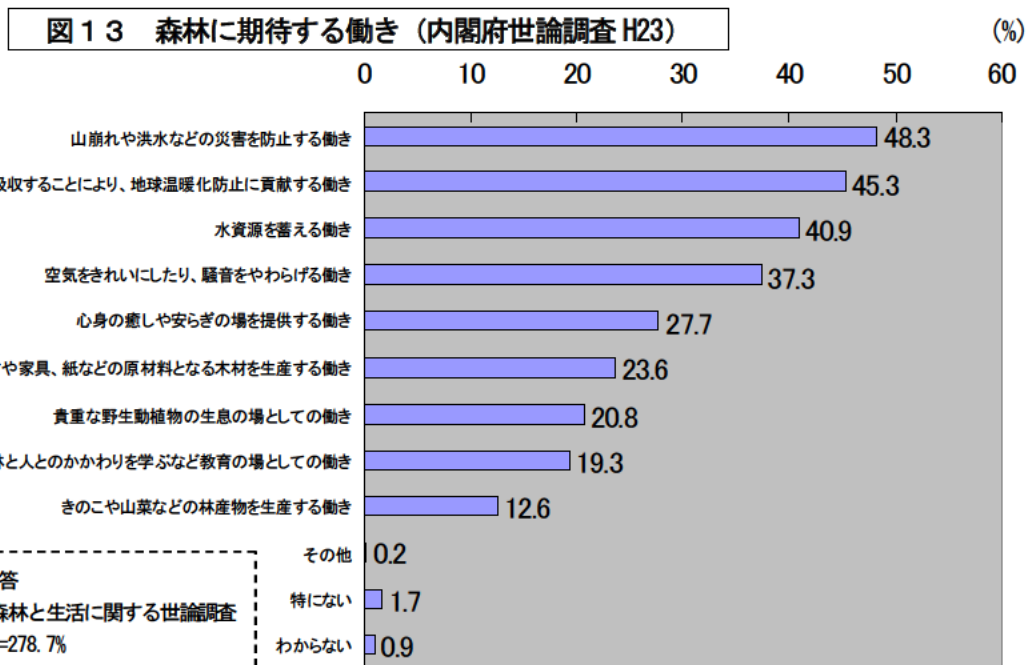
6. 災害に強い森林づくりを地域社会全体で支える必要性

林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化などにより、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となってきています。

森林所有者の自助努力にも限界があり、このままでは森林の荒廃がさらに進行し、森林の有する公益的機能の低下が懸念されます。

このような中、災害時などの森林の防災・減災機能については、国民の期待が高まっています。さらに、山間部での土砂災害防止機能はもとより、都市域においても、緑地公園が災害時の避難場所や、大規模火災の延焼を防止する防火機能を果たすこと、また、海岸林が津波のエネルギーを弱めることも指摘されるなど、整備の求められる対象が、これまで以上に大きくなってきています。

私たちの暮らしが森林に守られ、支えられているという理解の下、三重県でも森林ボランティアや企業等による県民参加の森林づくり活動が広がりを見せていますが、災害に強い森林づくりを早急に進めるためには、こうした取り組みに加えて、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があります。



7. 災害に強い森林づくりの財源確保

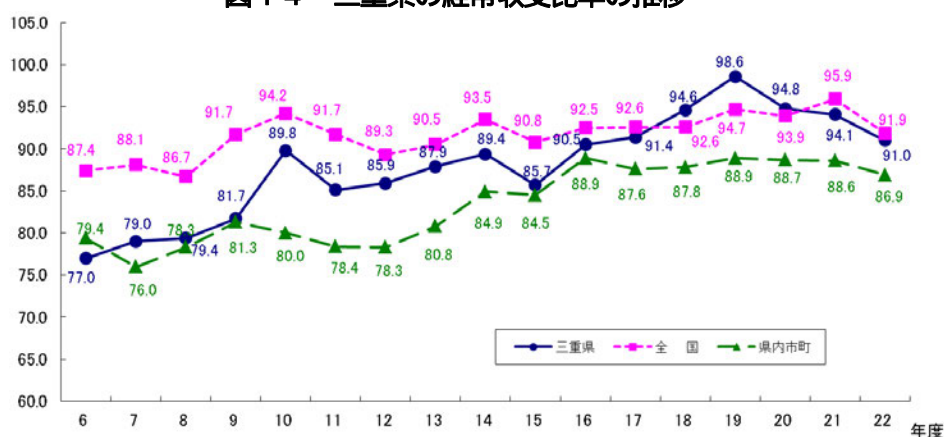
(1) 三重県の財政状況と財政健全化に向けた取組

これまで、県では「みえ経営改善プラン」に基づき、行財政改革の取組を進めてきました。具体的には、毎年度の予算編成において事務事業の見直しを行うとともに、「定員適正化計画」を定め職員数の削減などに取り組んできました。

しかしながら、県財政の現状は、財政構造の弾力性を判断する指標である「経常収支比率⁵」でみると、91.0%（平成22年度普通会計決算ベース）となっています。

このことは、県財政が、経常的に必要な経費に一般財源収入の9割以上が費やされる硬直的な状況にあることを示しており、臨時的な財政需要に機動的に対応できる自由度が極めて少ない状況にあることを意味します。

図14 三重県の経常収支比率の推移



(注) 普通会計決算ベースで、全国には東京都を含む。

今後、欧州の債務危機、円高の進行などによる国内、県内経済への影響が懸念されるなど、県税収入の動向が不透明な中、どのように歳入を確保していくかが大きな課題となっています。

このような中、本年3月に県において策定された「中期財政見通し」によれば、今後、社会保障関係経費と公債費が合わせて、毎年100億円程度ずつ増加することなどから、歳出の見直しを一定程度行った後においてもなお、毎年50億円～100億円を超える財源不足が生じると試算され、県財政を取り巻く状況は一層厳しさを増すものと見込まれています。

⁵ 県税・普通交付税など、毎年経常的に収入されるもので、地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費に充てられた財源の占める割合のことで、率が高いほど財政の自由度が低いことを示している。県レベルでは一般的に75%が適当と考えられている。

表2 計画期間中の財政見通し（一般会計）

(単位:億円)

区 分	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	備 考
人件費	2,211	2,251	2,269	2,271	平成25年度は一部管理職の特例的な減額を反映
退職手当	225	226	242	244	退職見込者数から推計
社会保障関係経費	861	902	928	966	医療・介護等の増加要因を勘案して推計
公債費	1,067	1,137	1,188	1,235	過去及び将来の発行状況により推計
税関関連交付金	617	628	643	654	県税の伸び率と連動させて推計
一般行政経費	1,937	1,802	1,669	1,562	雇用・経済対策等の基金事業の終了を考慮の上、以下により推計 公共事業（公共、直轄、県単） 年3%削減として推計 施策別財源配分経費等 年10%削減として推計
歳 出 計 A	6,694	6,719	6,699	6,689	

県税	2,067	2,092	2,150	2,189	税制改正影響分を考慮の上、原則として名目経済成長率により推計
地方消費税清算金	348	354	363	370	名目経済成長率により推計
地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん債を含む)	2,015	2,032	2,013	2,007	県税や公債費、社会保障関係経費の伸び等を勘案して推計
国庫支出金	695	682	658	650	歳出に連動させて推計
県債	719	682	675	635	歳出に連動させて推計
その他	850	817	738	713	地方譲与税 原則として名目経済成長率により推計 分担金負担金 歳出に連動させて推計 その他収入 雇用・経済対策等の基金の残高を考慮のうえ、原則として平成24年度と同程度の水準として推計
歳 入 計 B	6,694	6,660	6,598	6,564	

要調整額 (A - B)	0	59	100	124
-----------------	---	----	-----	-----

年度末地方債残高見込	12,955	13,338	13,670	13,929	
臨時財政対策債等	4,738	5,129	5,499	5,847	国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地のないもの。
建設地方債等	8,217	8,209	8,171	8,083	参考：平成23年度末現在高 8,175億円（12月補正後）
当初予算計上	691	671	663	624	
補正予算計上	26	26	26	26	
元金償還金	675	705	728	738	

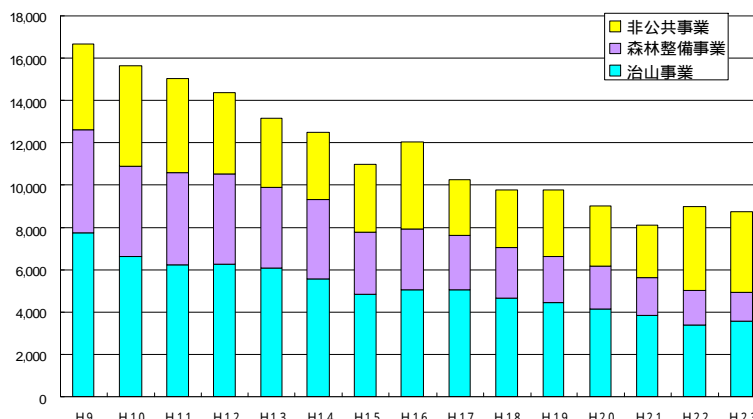
*この試算は、備考欄に示した考え方により試算しています。なお、名目経済成長率については、内閣府試算（平成24年1月24日「経済財政の中長期試算」）で用いられた率を使用しています。

これらのことから、新たな行政需要に基づく施策の展開に充当する財源について、既存の財源に多くを期待することは困難な状況にあると言えます。

一方、県の林業関係予算も厳しい財政状況の中、減少の一途をたどっています。

図15 三重県林業関係当初予算の推移

(百万円)



平成22年度には前年度から予算が増加していますが、これは国の緊急経済対策や震災復興対策として造成された森林整備加速化・林業再生基金によるものです。この基金によって森林整備（6年間で約20億円）が進められていますが、防災・減災対策を目的としたものではありません。また、事業期間は平成26年度までとなっており、事業期間終了後の林業関係予算はさらに厳しい状況が予想されます。

現在、県では、本年3月に新たに策定された「三重県行財政改革取組」に基づき、今年度から平成27年度までの4年間で、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤の確立をめざし「財政運営の改革」に取り組まれています。

具体的には、歳出の見直しの取組として、毎年度、事業の成果を検証し、翌年度当初予算編成に反映していくとともに、職員数や給与の見直しなどにより総人件費の抑制に取り組まれています。

あわせて、県債発行の抑制の取組として、県に発行の裁量の余地がない臨時財政対策債や災害復旧事業債などを除いた平成26年度末の県債残高が平成23年度末の水準を下回ることを目標に定め、歳入・歳出両面でのさまざまな取組を行い、可能な限り県債発行の抑制に配慮した予算編成を行っていくこととされています。

今後、県はこれら行財政改革の取組を一層推し進め、財政の健全化を図っていく必要があります。

（2）新たな財源確保とその方法

「災害に強い森林」を早期に実現するという新たな行政需要に対応するためには、県の財政状況を考えれば、新たに財源を確保する必要があります。森林は土砂災害防止機能をはじめとする様々な機能を有しており、その恩恵は全ての県民が受けていることから、幅広く負担していただくことを踏まえ、財源確保の方法は、新たな租税によることが適当です。復興税や消費税など国レベルでの新たな税制改正の動きがありますが、「災害に強い森林づくり」の重要性に鑑み、本県独自の森林づくりに関する税の導入を検討する必要があると考えます。

財源確保の方法を租税とした場合、一定財源が継続的・安定的に確保されるため、災害に強い森林づくりのための施策が計画的に実施できることが期待されます。また、税の用途を明確にすることによって、負担を通じて森林づくりへの参加意識が高まることも期待されます。

8. 新たな税制度

（1）費用負担の方法

森林は「緑の社会資本」とも言われ、木材生産のみならず、土砂災害を防止する機能や水源かん養機能、地球温暖化防止機能などの公益的機能を有しています。その恩恵は広く県民が享受し、かつ、今後新たに必要となる施策は社会全体で支えていくことを基本的な考え方とすれば、費用について県民や企業に広く公平に負担いただく方法として、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」が適当と考えます。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先進県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

なお、個人県民税においては低所得者への配慮が制度的に既に組み入れられています。

(2) 税率

災害に強い森林づくりに必要な新たな施策を進める財源の確保のため、県民税均等割に上乗せすべき税率は、必要となる経費を考慮し決定すべきです。

しかし、一方で、県民の過重な負担にならない程度に幅広く負担していただくことに配慮すべきです。

現在、個人県民税均等割の税率は、1,000円と定められており、法人県民税均等割の税率は、資本金等の額に応じて2万円から80万円までと定められています。

「5. 災害に強い森林づくりの施策」で検討したように、災害に強い森林づくりを実現するための当面必要となる経費は、今後5年間で約57億円、年間約11億円の経費が必要と見込まれます。

また、個人と法人の負担割合についても、個人と法人に公平な負担をしていただくため、現行における県民税全体に占める個人と法人の税収割合を保つことが適当です。平成22年度税収においては、県民税全体の約678億円のうち、個人が約586億円、法人が約92億円であり、個人が概ね85%、法人が概ね15%の税収割合となっています。

これらを考慮して、個人の税率1,000円、法人の税率10%とした場合、税収規模が年間約10億円となり、かつ、現行における県民税全体に占める個人と法人の税収割合についても概ね保たれます。

なお、森林づくりのための税を導入している先進県において、個人の税率は1,200円まで、法人の税率は11%までの税率を設定しています。

以上から総合的に考慮して、現行の県民税均等割に上乗せする個人の税率を年額1,000円、法人の税率を10%で設定するのが妥当と考えます。

<個人>年額1,000円 (現行の均等割額1,000円)

[納税義務者]

(1月1日現在で)

県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方

※次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方

<納税義務者数約89万人>

<法人>年額 現行の均等割額の10%相当額 2千円～8万円

(現行の均等割額2万円～80万円)

区 分 (資本金等の額)	税 率 (年 額)	現行の均等割額 (年 額)
1千万円以下	2,000円	20,000円
1千万円超 ～ 1億円以下	5,000円	50,000円
1億円超 ～ 10億円以下	13,000円	130,000円
10億円超 ～ 50億円以下	54,000円	540,000円
50億円超	80,000円	800,000円

[納税義務者]

県内に事務所、事業所などを有している法人<約3万7千法人>

9 . 税の使途等の透明性の確保

(1) 税収使途の特定と評価検証

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱われます。森林づくりに特化して新たな税負担を求める以上、超過課税分が森林づくりのために使われることを県民に対して明らかにする必要があります。使途を明らかにし、県民の理解を得るためにも既存財源と区分する仕組みが必要です。例えば、森林づくりに関する税を導入している先進県では、基金を造成し、超過課税分相当額を積み立てる手法が採用されています。

また、新たな税財源を用いて実施する事業については、その事業の効果や結果についての評価検証が必要です。例えば、評価委員会を設置し、第三者の立場から評価検証する仕組みが考えられます。

(2) 制度の見直し

税制自体や税収を用いた事業については不断の見直しが欠かせません。事業の評価検証を行い、その結果を受けて、制度継続の適否や制度の見直しを行うことが必要です。また、その際、その時々
の県民ニーズも把握しながら制度を進化させることが必要です。

森林づくりに関する税を導入している先進県の多くが5年間で見直しを行っていることや、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、見直し期間は5年間とするのが適当です。

む す び

5回にわたって開催した委員会では、三重県の森林・林業を取り巻く情勢や現状と課題について確認するとともに、課題解決に向けて必要な施策と財源確保の方法について議論を重ねてきました。

近年の荒廃が危惧されている森林の状況と、大型化した台風や集中豪雨によって災害が頻発する状況を考慮し、従来の取り組みに加えて新たに「災害に強い森林づくり」に取り組む必要があるとの判断に至りました。

また、林業の低迷や山村地域の過疎化・高齢化の中、森林所有者や山村地域だけで森林を適正に管理し、森林の持つ様々な機能を維持・向上させることが困難な状況であり、災害への対応が待たなしの状況を考えれば、地域社会全体で森林づくりを支える新たな仕組みが併せて必要です。

委員会では、近年、国レベルでの税制改正の動きはあるものの、「災害に強い森林づくり」の重要性や、森林の恵みを広く県民が享受していることを鑑み、県民の皆さんに広く負担いただく新たな税制の導入が適当であるという結論に達しました。

今後「災害に強い森林づくり」を進めていくことが重要と考えますが、本来は、森林管理が持続的に展開され、それによって森林の公益的機能が発揮される姿が理想です。その先には、水や命を育む豊かな森林が創出され、それによって将来世代も森林の恵みを享受し続ける三重の未来があります。

森林づくりは一朝一夕に実現するものではなく、多くの労力と時間を要するものです。今後、県民・事業者・市町・県が一体となり、長期的な視点に立って、将来にわたり県民に恵みを与え続けるような豊かな森林づくりを進められることを切に期待します。

森林づくりに関する税検討委員会 委員

委 員	所属団体等	分 野
あおき たみお 青木 民夫	三重県林業団体連絡協議会	林業
うしろ やすこ 有城 安子	災害ボランティアコーディネーター	災害ボランティア 防災士
おかい ひさみつ 岡井 永光	NPO 法人南勢テクテク会	森林・NPO
かさお かずお 笠尾 和男	-	公募
かめい としかつ 亀井 利克	三重県市長会	行政
こばやし けいたろう 小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部准教授	地域政策
しみず たまき 清水 環	NPO 法人森林の風	森林・NPO
しんかい ようこ 新海 洋子	中部環境パートナーシップオフィス	環境教育活動
たにぐち ちほせ 谷口 ちほせ	三重県商工会連合会	商工
たにぐち ともみ 谷口 友見	三重県町村会	行政
はやかわ さちよ 早川 幸世	三重県消費者団体連絡協議会	消費者
ふくだ なおこ 福田 尚子	-	公募
まえだ ともこ 前田 朝子	三重県中小企業団体中央会	商工
まつむら なおと 松村 直人	三重大学大学院生物資源学研究科教授	森林・林業
やまぐち ゆかり 山口 祐佳里	三重県商工会議所連合会	商工

(は委員長、敬称略、五十音順)

参 考 資 料

1 . 森林づくりに関する税検討委員会条例	24
2 . 森林づくりに関する税検討委員会 検討経緯	25
3 . 全国における森林づくりに関する税の導入状況	26
4 . 森林づくりに関する税検討委員会資料（抜粋）		
. 税制を巡る現状と改革の方向（第1回 資料No3）	27
. 他県の県民税均等割超過課税方式による本県試算（第3回 資料No1-2）	29

森林づくりに関する税検討委員会条例

平成二十三年十二月二十七日
三重県条例第五十号

平成二四年 三月二七日三重県条例
改正 第六号

森林づくりに関する税検討委員会条例をここに公布します。

森林づくりに関する税検討委員会条例
(設置)

第一条 県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵は広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要があることから、森林づくりに関する税の在り方、用途等について調査審議するため、知事の附属機関として、森林づくりに関する税検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 森林づくりに関する税の在り方、用途等に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日の前日までとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

一部改正〔平成二四年条例六号〕

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

附 則(平成二十四年三月二十七日三重県条例第六号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

森林づくりに関する税検討委員会 検討経緯

回数	年月日	議 事
第1回	平成24年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県の森林・林業を取り巻く状況 ○ 森林づくりに関する税の状況 ○ 税制を巡る状況
第2回	平成24年3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県の財政状況について ○ 現在の取組と課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に強い森林づくり等森林整備について (2) 海岸防災林について (3) 林業・木材利用の課題 (4) 教育現場における森林環境教育の課題 (5) 里山の課題 (6) 流木も含む海岸漂着物の状況
第3回	平成24年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな税の賦課徴収に関する課題等について ○ 三重県の森林施策の変遷 ○ 税の使途について
第4回	平成24年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回委員会で求められた資料について ○ 森林づくりに関する税検討委員会報告書骨子案(案)について
第5回	平成24年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)に対する意見について ○ 森林づくりに関する税検討委員会報告書(案)について

全国における森林づくりに関する税の導入状況

2012.7.13

番号	県名	税の名称	条例 議決	現行制度 (当初)	期間 (初)	課税方式	年額課税額 (当初)
1	高知県	森林環境税	H15.2	H20.4 (H15.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 500円 個人 500円
2	岡山県	おかやま森づくり県民税	H15.11	H21.4 (H16.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
3	鳥取県	森林環境保全税	H16.3	H20.4 (H17.4)	5 (3)	県民税均等割 超過課税	法人5%(3%) 個人500円(300円)
4	鹿児島県	森林環境税	H16.6	H22.4 (H17.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
5	島根県	水と緑の森づくり税	H16.12	H22.4 (H17.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
6	愛媛県	森林環境税	H16.12	H22.4 (H17.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 7%(5%) 個人700円(500円)
7	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.3	H22.4 (H17.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
8	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.3	H22.4 (H17.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
9	福島県	森林環境税	H17.3	H23.4 (H18.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 10% 個人 1,000円
10	奈良県	森林環境税	H17.3	H23.4 (H18.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
11	兵庫県	県民緑税	H17.3	H23.4 (H18.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 10% 個人 800円
12	大分県	森林環境税	H17.3	H23.4 (H18.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
13	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H17.6	H23.4 (H18.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 11% 個人 800円
14	岩手県	いわての森林づくり県民税	H17.12	H23.4 (H18.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 10% 個人 1,000円
15	静岡県	森林(もり)づくり県民税	H17.12	H23.4 (H18.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 400円
16	宮崎県	森林環境税	H18.3	H23.4 (H18.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
17	神奈川県	水源環境保全・再生のための 個人県民税の超過課税措置	H17.10	H24.4 (H19.4)	5	県民税均等割 ・所得割超過課税	法人 一 個人 約890円
18	和歌山県	紀の国森づくり税(議提)	H17.12	H24.4 (H19.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
19	富山県	水と緑の森づくり税	H18.6	H24.4 (H19.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5~10% 個人 500円
20	石川県	いしかわ森づくり税	H18.12	H24.4 (H19.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
21	山形県	やまがた緑環境税	H18.12	H24.4 (H19.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 10% 個人 1,000円
22	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H18.12	H24.4 (H19.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
23	長崎県	ながさき森林環境税	H18.12	H24.4 (H19.4)	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
24	福岡県	森林環境税	H18.12	H20.4	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
25	栃木県	とちぎの元気な森づくり 県民税	H19.7	H20.4	10	県民税均等割 超過課税	法人 7% 個人 700円
26	秋田県	秋田県水と緑の 森林づくり税	H19.11	H20.4	5	県民税均等割 超過課税	法人 8% 個人 800円
27	佐賀県	佐賀県森林環境税	H19.12	H20.4	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
28	長野県	長野県森林づくり県民税	H19.12	H20.4	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
29	茨城県	森林湖沼環境税	H19.12	H20.4	5	県民税均等割 超過課税	法人 10% 個人 1,000円
30	愛知県	あいち森と緑づくり税	H20.3	H21.4	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
31	宮城県	みやぎ環境税	H22.2	H23.4	5	県民税均等割 超過課税	法人 10% 個人 1,200円
32	山梨県	森林環境税	H23.9	H24.4	5	県民税均等割 超過課税	法人 5% 個人 500円
33	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H23.12	H24.4	5	県民税均等割 超過課税	法人 10% 個人 1,000円

税制を巡る現状と改革の方向

平成 24 年 1 月 31 日
総務部 税務政策室

1 東日本大震災からの復興に関する財源確保

東日本大震災からの復興を図るために平成 23 年度から平成 27 年度まで実施する施策に必要な財源を確保するため、国税では、基幹税である所得税と法人税に時限的に付加税が課され、合計 9.7 兆円程度が確保される見込みです。

また、地方税においては、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、個人住民税均等割の標準税率が臨時的に引き上げられることとあわせ、平成 23 年度税制改正による増収分を一部充当することにより、全国で計約 0.8 兆円程度が確保される見込みです。

(1) 復興特別所得税 (国税)

所得税額に対する付加税 2.1%

(平成 25 年 1 月から平成 49 年 12 月まで 25 年間)

(2) 復興特別法人税 (国税)

法人税額に対する付加税 10%

(平成 24 年度から平成 26 年まで 3 年間)

(3) 個人住民税均等割の引上げ

個人住民税の均等割 年 1,000 円 (県 500 円、市町 500 円) 引上げ

(平成 26 年度から平成 35 年度まで 10 年間)

(参考) 個人住民税均等割の標準税率

	現 行	加算額	加算後
県	1,000 円	500 円	1,500 円
市 町	3,000 円	500 円	3,500 円

2 税制抜本改革（社会保障と税の一体改革）

平成 24 年 1 月 6 日、政府・与党社会改革本部は、「社会保障・税の一体改革素案」を決定しました。素案では、「支え合う社会」の回復、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩のため、税制抜本改革が必要とされており、その概要は、次のとおりです。

（1）消費課税

社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため、消費税の税率を次のとおり引き上げ、その使途を社会保障財源として明確化します。

- ・平成 26 年 4 月 1 日 8%（国 6.3%、地方 1.7%）
- ・平成 27 年 10 月 1 日 10%（国 7.8%、地方 2.2%）

「地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率の上乗せ）」については、地球温暖化対策を進める観点から、平成 24 年度税制改正での実現を図ります。

また、森林吸収源対策や地球温暖化対策に関する財源確保について、平成 24 年度税制改正大綱を踏まえ、検討します。

（2）個人所得課税

特に高い所得階層に絞って、格差の是正及び所得再分配機能の回復を図る観点から、一定の負担増を求めることとします。また、諸控除のあり方について検討します。

- ・課税所得 5,000 万円超について 45%の税率を設ける
- ・成年扶養控除、配偶者控除の検討
- ・給与所得控除の上限額の設定（平成 24 年度税制改正）

（3）法人課税

復興特別法人税課税期間終了後（平成 27 年度以降）も引続き、雇用と国内投資拡大の観点から、実効税率 5%引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略を踏まえ、法人課税のあり方について検討します。

（4）地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

他県の県民税均等割超過課税方式による本県試算

	資本金額	現行均等割額	試算額		備考
			均等割額10%超過	均等割額5%超過	
法人県民税	50億円超	800,000円 500法人	80,000円 40,000千円	40,000円 20,000千円	1,000円 500千円
	10億円超 50億円以下	540,000円 500法人	54,000円 27,000千円	27,000円 13,500千円	1,000円 500千円
	1億円超 10億円以下	130,000円 1,000法人	13,000円 13,000千円	6,500円 6,500千円	1,000円 1,000千円
	1千万円超 1億円以下	50,000円 6,200法人	5,000円 31,000千円	2,500円 15,500千円	1,000円 6,200千円
	1千万円以下	20,000円 28,800法人	2,000円 57,600千円	1,000円 28,800千円	1,000円 28,800千円
	全法人	37,000法人 ※法人数は概数	169百万円 0.42%	84百万円 0.21%	37百万円 0.09%

法人市町民税
現行均等割額
5万円～300万円

	現行均等割額	試算額		備考
		均等割額1,000円超過	均等割額500円超過	
個人県民税	1,000円 891,400人 ※人員数は概数	1,000円 891百万円 1.46%	500円 446百万円 0.74%	個人市町民税 現行均等割額 3,000円 (26年度～ 3,500円)
	(26年度～ 1,500円)	個人県民税に占める割合(22年度決算額ベース)	個人県民税に占める割合(22年度決算額ベース)	

平成22年度決算額

	調定額
法人県民税 (均等割、法人税割)	9,202百万円
法人事業税	31,119百万円
合計(法人二税)	40,320百万円
個人県民税 (均等割・所得割)	60,183百万円

試算額合計(法人、個人)

	個人	法人	均等割額	均等割額	均等割額
均等割額 1,000円超過	1,060百万円	10%超過	5%超過	1,000円超過	928百万円
均等割額 500円超過	614百万円	500円超過	530百万円	483百万円	